

コード	名称	区分	コード	名称
事業名 396-1	児童福祉一般経費(家庭児童相談事業)	会計	01	一般会計
		款	03	民生費
		項	04	児童福祉費
		目	01	児童福祉総務費
基本 施策	08 子どもを産み育てやすい環境をつくる	細目	216	児童福祉一般事務経費
		細々目	01	児童福祉一般経費
行革大綱の重点事項番号				
担当部課	コード	130700		担当者 氏名
	名称	健康福祉部子ども家庭課		
		連絡先	22 - 9654 (内線) 2632	

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	児童及びその養育者	※対象件数
成果(どうする)	児童の養育に対して不安を抱く養育者が、気軽に悩みを相談でき、必要な情報を収集できる体制作りをする事により、安心して子育てを行なうことができる。	
根拠法令・要綱等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、伊賀市家庭児童相談室設置要綱	
開始年度/平成	年度	関連事業
終了年度/平成	年度	伊賀児童相談所における18歳未満児童及びその家庭への相談支援、措置等の事業
H21 事業内容	児童福祉の向上のため、子供に関する様々な問題について、家庭その他からの相談に応じた。また、家庭への訪問やケース記録を管理することにより、継続して家庭への支援に努めた。	
社会情勢 の変化等	平成17年4月の児童福祉法の改正により、市が児童相談の第一義的役割を担うこととなり、児童相談所が中心となっていた家庭児童相談窓口業務が市へ委譲された。このことから相談内容も「健全育成相談」から「児童虐待問題」等へと変化してきており、関係機関との連携を図りながら、相談体制の充実に努めていくことが必要である。	

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体	
委託先	
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H20	H21	H22	H23
			相談受付可能時間数	時間	目標 1729 実績 1729	目標 1694 実績 1694

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H20	H21	H22	H23
				児童相談件数	件	目標 200 実績 159	目標 200 実績 159

投入コスト	H20 決算		H21 決算		H22 当初予算		H23 当初要求	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
直接事業費計(A)	3,801	3,568	3,958	4,024				
Aの財源内訳								
国庫支出金								
県支出金								
地方債								
その他	56		56	56				
一般財源	3,801	3,568	3,902	4,024				
事業投入人件費(B)	0.3人	2,160	0.3人	2,160	0.3人	2,160	2,160	
フルコスト(A)+(B)	5,961	5,728	6,118	6,240				

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)	備考欄(特記事項)
法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	○
個人の方だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	○
特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業	
事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業	
市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業	
市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	○
国や県、民間が同様のサービスを提供している事業	○
市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業	○
民間のサービスだけでは市場全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業	
受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業	
事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業	
【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】	
財政状況を考慮し、事業を休止した場合、市民生活への影響が大きい事業	
【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	
児童福祉と相談機能の低下となり社会的影響がある。	○
有効性	
基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高サービス水準や対象を見直す余地がある。	○
達成度	
当初設定した計画を 100% 実施している。【計画に遅れが生じている場合、改善策】	
予算の繰越の有無	無
【予算の繰越がある場合、繰越の種別】	
他の事業主体の活用、事業移管が可能である。	
基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。	
【事業名】	
受益者負担を求められることができる事業である。	
全体コストにおける負担構成は適正である。	
コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	平成17年4月から、児童福祉法の改正により市が児童相談の第一義的役割を担うこととなり、施設等への措置については県において実施されるものの相談訪問活動や事業の深刻化に対する対応が非常に困難であり、相談体制と訪問活動の充実に努めていく必要がある。
【状況】	計画のとおり進んでいる
【詳細】	
昨年度の取組状況	家庭児童相談員による相談体制の充実に努めた。また、増加、多様化する問題に対応するため、関係機関との連携強化に努めた。

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	澤田 洋子
【方向性】	現状維持
【理由】	
事業の方向性	個別事例の援助方針を関係者と協議しながら適切な関係機関に繋ぎ支援を行う。
現時点における課題、その他	個人にあった支援を適切に行うために情報が得やすい体制作りが必要。
課題、その他に対する改善策	不安のある家庭への定期的な訪問活動と、相談内容により支援に携わる関係機関と常に情報交換を行い連携を図る。
(いつまでに、何を、どうする)	